

農 第 555 号 の 2
令和6年10月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

海津市長 横川 真澄

市町村名 (市町村コード)	海津市 (212211)
地域名 (地域内農業集落名)	東江地区 (秋江、草場、大和田、駒ヶ江、長瀬、日原、立野、長久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、農振農用地面積の約9割を水田利用しており、稲作が盛んである。稲作のほかに施設園芸によるトマト、きゅうり等を栽培している。
 水田については集団化されており、集積・集約が進んでいるが、畠地については、集団化されていない。
 今後、高齢農業者のリタイアが増加すると見込まれることから、荒廃化が予測される農地や後継者のいない農地については、担い手による有効活用を図るとともに、青年層の新規就農者の受け入れも促進していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、農業法人や個人経営体を担い手の対象として集積・集約化を進める。畠地については、集団化を模索していく。

今後、農業者の高齢化を視野に、スマート農業を推進することで、農作業の効率化を図るとともに、持続的な農地利用および地域の農業振興に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	318 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	318 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業法人や集積を進める個人経営体を中心経営体とし、農地中間管理機構を活用した地域の農地集積・集約化を進める。

農地中間管理事業等の契約が終期を迎える農地については、引き続き中心経営体に農地集積を行っていき、経営の安定化を目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者で、農業をリタイアや経営転換を希望する人は、原則として農地中間管理機構への貸し付けを誘導する。

中間管理機構に貸し出された農地について、目標地図に基づいた担い手等に貸し出す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水田の汎用性を高め、作物の生産性の向上等に努めるため、担い手育成重点推進地域内農地の土地改良事業等を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者希望等に対して、地域の状況について情報提供したうえで、地域の担い手や市、JAと連携して支援していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業を推進する等、農業経営の合理化や生産性の向上を図る。